

市民情報行政

自治体最高の会議体「庁議」 その開かれ度を調べました

東京・生活者ネットワーク

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル4・5階 Tel.03-3200-9189 Fax.03-3200-9274
E-mail tokyo@seikatsusha.net URL http://www.seikatsusha.me 2015年1月20日発行

市民が活躍
東京・未来

自治体の情報公開を求め続けてきた生活者ネットワークは、NPO法人情報公開クリアリングハウス(三木由希子理事長)との連携のもと「自治体の情報公開度調査」を行った。自治体の開かれ度を網羅的に調査することは困難であるため、中でも最高位の意思決定や協議の場である「庁議」の公開度を比較してみるという試行的実施である。結果、自治体間にはかなりの温度差があること、それは単に情報公開の姿勢に留まらず最高位の会議体の内実にも及んだ。ネットのある自治体32及び東京都を対象とした調査からレポートする。

「庁議」の目的・呼称・数

目的は主に以下のように定義される。

- 行財政の最高方針、重要施策等を審議、決定する場(国立)
 - 行政運営の基本方針及び重要施策を審議決定するとともに、各部局間の総合調整を行うことにより市政の計画的かつ効率的な執行を図る(国分寺)
- 一口に「庁議」といっても、多くの場合、「庁議」のもと

に細分化された会議体があり、それらを総称して「庁議」と呼んでいる。中でも最高位の会議体をそのまま「庁議」と呼ぶところが最も多く19自治体であった。

呼称は「経営会議」「首脳部会議」「経営戦略会議」「政策決定会議」など。数は、2会議が多く18自治体。1つが9自治体、3会議が4自治体、4会議が2自治体、5会議が1自治体。

設置根拠とその公開

最高位の「庁議」については、「規則」によるところが19自治体、次いで「規程」11自治体、「要綱」3自治体であった。



複数の会議体があっても根拠は一つの場合が多い中、会議体ごとに別の根拠を持つ自治体が5つあった。江戸川は「庁議」と「幹部会」、豊島は「未来戦略創出会議」と「政策経営会議」を各々別個の「要綱」で、町田も「経営会議」「部長会議」について別個の「規程」を根拠としている。また、上位と下位の会議体の根拠に差を付けている自治体が2つ。練馬は「庁議」を「規則」で、「政策経営会議」を要綱で、調布も「庁議」は「規則」で、「行政経営会議」は「要綱」と別々の根拠を持つ。

設置根拠をホームページ(HP)で公開しているかについては、豊島を除いてすべてで公開。今回唯一公開していないことが判明した豊島は、ネットの議会質問につなげ、今後の公開が約束された。

なお、庁議構成員は首長主宰のもと副区市長、教育長、部長の他、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長など。これに政策・経営・総務関連の課長らが幹事として加わる。開催日は曜日・時間を明記、毎月〇日、週1回など様々である。

「庁議」の公開について

●**傍聴**：「不可」がほとんどで。小金井は「規定なし」。「立川」は調査の回答は「可能」であったため追跡取材をかけたが、結局「不可」との回答であった。

●**議題の公開**：「情報公開請求により公開」13自治体(足立・板橋・大田・江東・品川・杉並・昭島・稲城・清瀬・小金井・調布・日野・府中)。「HP上で公開」11自治体(板橋・世田谷・豊島・中野・練馬・国立・小金井・狛江・立川・東大和・町田)。「行政資料室で閲覧・入手可」7自治体(板橋・練馬・目黒・小金井・国分寺・多摩・東大和)―以上複数回答あり―。「非公開」が7自治体(江戸川・葛飾・小平・西東京・八王子・東村山・武蔵野)。

「情報公開請求による」としたうち、昭島は「意思形成過程情報は非公開」。「非公開」としたうち、江戸川・武蔵野は、「職員報に一部掲載」。公開3項目すべてに該当するとした小金井は、過去の案件は事務報告書に掲載しているが直近の議題は情報公開請求による。東大和は2014年6月から公開に。公開度の高い世田谷も14年度からの実施。東京都は、報道機関には議会開会前に渡している。

●**議題関連資料の公開**：上記「議題」と取り扱いが異なる自治体は次のとおり。

大田「非公開」、豊島「情報公開請求により公開」、中野「行政資料室にて閲覧・入手」、目黒「情報公開請求により公開」、国立「情報公開請求により公開」、小金井「情報公開請求により公開」、立川「非公開」、町田「行政資料室にて閲覧・入手」、武蔵野「HP上で公開」「行政資料室にて閲覧・入手」、国分寺は庁議終了後、行政資料室に配架、世田谷は議会への報告後HPにアップ、東京都は資料があるかどうか分からないとの回答。

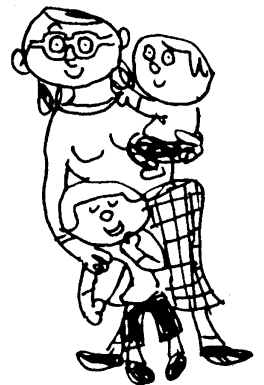
●**議事録の作成**：「作成」は19自治体(足立・板橋・大田・葛飾・江東・杉並・豊島・中野・目黒・稲城・小金井・国分寺・狛江・立川・調布・西東京・東大和・日野・武蔵野)。「何らかの記録作成」11自治体(江戸川・世田谷・

練馬・昭島・清瀬・国立・多摩・八王子・府中・町田・東京都)。「作成していない」3自治体(品川・小平・東村山)。

設置根拠に「庁議の記録」との条項を立て、「政策経営課長は、庁議の経過を記録保存しなければならない」としたのが足立。同様の条項を持つのが葛飾、江東、品川、杉並、目黒、稲城、狛江、立川、東大和、日野であった。品川は、規則によれば庁議の記録があるにもかかわらず今回の調査では、「議事録を作成していない」「不存在」としており、整合がとれない状況にある。

●**議事録の公開**：「情報公開請求により公開」が足立・板橋・大田・江東・杉並・昭島・稲城・清瀬・小金井・狛江・多摩・調布・八王子・日野・府中。「HP上で公開」は板橋・世田谷・練馬・国立・立川・東大和・町田・東京都。「行政資料室にて閲覧・入手」が板橋・練馬・目黒・国分寺・東大和。「非公開」は江戸川・葛飾・西東京・武蔵野。「不存在」は品川・小平・東村山。

板橋は設置根拠に「情報公開」の条項を立て、「経営戦略会議の議題、審議結果及び審議経過の論点並びに連絡調整会議の議題及び協議の要点は公開」としている。国分寺は、「庁議資料及び庁議記録の公開」を立て、「庁議資料及び庁議記録については、原則、庁議終了後速やかにオープナー（行政資料室）に配架する」と明文化。小金井は「公表」との条項を設け、「庁議に付議された事案及び審議経過の要旨については必要に応じて公表」と謳い、「公開」より進んだ姿勢を打ち出しているかと思われたが、公開と同義で使用の限りであった。公開3項ともに該当する板橋は、「未確定や契約案件は一部非公開」「議会報告後公開」。昭島は、「意思形成過程は非公開」である。



庁議の「議題」について

庁議の情報公開状況の調査と並行して「議題」についても対象とした。庁議の議題は、自治体の重要テーマであり、自治体間比較ができれば、相互に参考にすべきことであるのでは、との仮定に基づくものであった。

議題をHPに掲載している区市から拾うと、やはり各自治体が今、何を重視し取り組んでいるかがみえてくる。4

自治体について記載するが、練馬は庁議規則の他、「庁議の会議及び会議資料の公表に関する要綱」をもち区民を区政経営のパートナーととらえ区政の透明性を高めていく点は進んでいるが、別の庁議記録を見ても内容は同様であり最高審議機関というより定例報告会のようにも見受けられる。

●**世田谷**（11月）：（仮）せたがや平和資料館事業／特別支援教育の推進のあり方(素案)／都市整備方針の改定：地域整備方針(素案)／風景づくり計画見直し素案／自転車ネットワーク計画(素案)／豪雨対策行動計画：後



期(案) / 認知症カフェ開設支援事業の実施

●練馬 (10月) : 平成26年度練馬区民表彰 / 新年賀詞交換会の開催 / 成人の日のつどい開催

●国立 (9月) : 番号制度導入の推進を図るための庁内検討組織の設置 / (10月) : 公共施設等マネジメント検討委員会の設置 / (11月) : 矢川公共用地 (都有地) の活用

計画素案

●狛江 (10月) : 狛江市地域防災計画の修正素案 / 指定介護予防支援等に関する条例(案)及び地域包括支援センターの運営基準に関する条例(案)に対するパブリックコメントの結果

調査結果から

わかったことは、「庁議の内容」「公開への姿勢」の2つ。目的・内容では、基本方針や重要施策を審議する最高機関であることは共通するが、設置根拠に「策定する」「決定する」と明記しているところと、「審議」としか書いていないところがある。最高審議機関である以上、内容の濃い議論が交わされているはずであるが、中には目的からはずれ単なる報告会や朝礼やに見受けられる自治体も。開催日も様々であり、週1回と月1回では、明らかに中身が異なるだろう。東京都からは、「庁議はセレモニ一的なもの」との回答が。首長が交代した世田谷、武蔵野などで公開が進んでいるが、政権の長短に関わる可能性も否めない。自治体の最高位の会議体が目的通り機能していないとすれば、重要なことはいったいどこでどう決まっているのか、疑問が募る。言うまでもないが、市民協働及び区政・市政の透明性確保を図る上で、庁議を情報公開請求の対象とすらしていないなどは論外であり、まずは議題の公開からでも求めていくべきだ。

公開については、「記録」「情報公開」「公表」を設置根拠に明文化している自治体もあった。一方、規定を盛り込んでいなくとも、世田谷、豊島、中野、練馬、国立、町田などは行政の責任として公開しており、行政機関の



NPO 法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由希子さんを講師に開催した「特定秘密保護法 どうなる知る権利!」学習会。2014年3月15日

意識の問題とも言える。

自治するためには、市民の参加が情報公開とセットで行われる必要がある。議会や市民が粘り強く働きかけ、行政の持つ情報を引き出し共有する、行政は、市民が知るための「公開」、その先の、行政として積極的に知らせるための「公表」を実施にむけるべきである。

